

令和7年4月7日（月）

令和7年度 阿蘇中央高等学校運動部活動に係る活動方針

1 本校の運動部活動

剣道 柔道 女子バスケットボール 男子バスケットボール 女子バレーボール
硬式野球 サッカー 陸上競技 バドミントン 弓道 馬術 ボクシング
(同) 卓球

※（同）は同好会。

2 目標

- (1) 生徒が豊かな学校生活を送りながら人格的に成長していくという運動部活動の基本的意義を踏まえ、勝利至上主義に陥ることなく、自らの主体性や個性を尊重した活動に努める。
- (2) 競技志向、楽しみ志向、仲間づくり志向、健康づくり志向等、生徒の多様なスポーツニーズにこたえ、一人一人が自己実現できるよう自主的・計画的な活動に努める。
- (3) バランスのとれた生活やスポーツ障害、外傷を予防する観点から、練習日数や1日当たりの練習時間、休養日の適切な設定を行う。

3 練習日、練習時間

(1) 練習日

1週間の練習日は、5日以内とする。このうち、平日（月曜日～金曜日）のいずれかは休養日とし、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設けることとする。

(2) 練習時間

- ア 平日は長くとも2時間程度、休業日は3時間程度とする。
イ 完全下校時間を厳守する。

(3) 完全下校時間

平日	19:30
休業日及び長期休業期間	原則18:00

(4) 共通の休養日

ア 定期試験に関わる一定期間（考査一週間前から考査最終日の前日まで）

- 1 学期末考査（6月）
- 2 学期中間考査（10月）
- 2 学期末考査（11月）
- 学年末考査（2月）

イ その他

- 夏季学校閉学日（8月）
冬季休業期間においては原則12月29日～1月3日

(5) 上記（1）及び（2）の基準を超えた練習日・練習時間

次のア、イ、ウについては、顧問が事前に生徒及び保護者の承諾を得たうえで『部活動「練習日・練習時間」延長許可申請書』（部活動様式1）を提出し、校長の許可を得ることとする。

ア 練習日

より高い水準の技能や記録に挑戦する観点から、校長の許可を得た部においては、練習日の延長を認める。ただし生徒の能力・適正や、健康・安全に十分配慮し、休養日を週当たり1日以上とする。

イ 練習時間

より高い水準の技能や記録に挑戦する観点から、校長の許可を得た部においては、平日では3時間程度、休業日では4時間程度を上限として活動することを認める。ただし、週当たりの練習時間は16時間未満を目安とすること。

ウ 大会前の練習日及び練習時間の延長について

大会スケジュール等により、「練習時間の延長」や「朝練習」の実施ができるものとする。ただし開始期間を大会の3ヶ月前からとする。

4 練習試合、合宿等

練習試合や合宿等の実施にあたっては、顧問が1週間前までに「部活動参加許可申請書（部活動様式2）」を校長に提出し、承認を得る。

5 運動競技会への参加

運動競技会への参加は、事前に校長の承認を得る。

また1週間前までに「部活動参加許可申請書（部活動様式2）」、公文書の写し等を校長に提出する。（高体連並びに高野連主催、共催大会は除く。）

6 その他

(1) 運動部活動顧問会議

ア 年度始めに顧問会議を実施し、目標並びに部活動の運営に関する諸事項について共通理解を図る。

イ 必要に応じ顧問会議を開催し、諸事項、諸課題について共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費の徴収について

ア 部費の徴収が必要な場合、原則、保護者が部費を管理し取り扱うものとする。

イ 教職員が部費を取り扱う場合は公費に準ずることとし、適切に管理する。その場合、年度初めに校長に承認を得るとともに、決算報告についても校長に提出し、保護者に報告する。

(3) その他

顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるように努める。